

那覇地方裁判所委員会（第14回）議事概要

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成22年9月21日（火）午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所 那覇地方裁判所大会議室
- (2) 出席者（委員は五十音順）
 - （委 員）大城真也、大城 浩、木村元昭（委員長）、米須清光
鈴木秀行、高良鉄美、當銘正彦、平田直人
 - （参列者）事務局長、事務局次長、民事首席書記官、刑事首席書記官
民事訟廷管理官
 - （庶 務）総務課長

2 議事日程

- (1) 開 会
- (2) 委員長挨拶
- (3) 新任委員の挨拶
米須委員、鈴木委員、平田委員
- (4) 意見交換
 - 議題1 配偶者暴力に関する保護命令申立手続（DV手続）について
 - 議題2 裁判員裁判について
- (5) 次回期日・テーマ
 - 期 日 平成23年1月31日（月）
 - テーマ 労働審判について

3 意見交換の概要

（議題1）配偶者暴力に関する保護命令申立手続（DV手続）について

※ 意見交換に先立ち、内閣府男女共同参画局作成のDVD「配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～」を視聴した後、那覇地方裁判所民事訟廷管理官から、配偶者暴力に関する保護命令手続、保護命令申立事件の状況、関係機関との連携等について説明を行った。

委 員： 関係機関との連携について、種々のシステムがあることは分かったが、被害を受けやすい方々に対し、これらのシステムをどのようにして周知するのかという問題があると思われる。各種講座や研修などは女性が対象となっていると思われるが、もう少し対象を広げて、これから結婚していく20代や、場合によっては、高校生、大学生を対象に実施し、より早い時期に意識付けができるようにする必要があると思われる。

委 員： 学校現場でも、最近では男女交際の中でもDVに近い状況があり、数は少ないが学校長の要請によって中学、高校での発達段階に応じた性教育の一環として、DVの講座が行われている事例もあると聞いている。

委 員： 裁判所に係属している事件から見ると、真性DV事案（病的な性癖で暴力を振るう夫から、とりあえず逃れたいというような事案）で申し立てられるケースはそれほど多くはないようと思われ、大半は、夫婦喧嘩の際に、飲酒の上で夫が妻に暴力を加えるというような、相互作用を原因として申し立てられるケースが多いようと思われる。この場合には離婚が絡むケースが多く、離婚が主たる目的となっているという印象がある。

委 員： そのようなケースは保護命令手続によって解決されているのか。

委 員： 裁判所としては保護命令を発令する手続中において、問題点をじっくりと聞き、当事者に対して注意は行うが、発令後に関与することは難しい。

委 員： 離婚を決意して相談しているのであれば、問題は概ね片付いていると思われるが、経済的理由や子供の教育などの問題から離婚が決意できないため、夫の暴力からも逃れることができないという現状があるのでないかと思

われる。保護センター等で保護された場合には、何らかの援助がされるのか。

委 員： 裁判所に申し立てる段階においては離婚を決意した上でのことだと思うが、離婚の決意まで至っていない方に対して、行政がどのように対応されているかは、裁判手続からはなかなか見えてこない。

委 員： 離婚を決意できない状態で暴力を受けているというのが一番不安な要素ではないかと思われる。公共的な支援があるのかどうか気になる。

委 員： DV手続の申立てがあれば、裁判所としては、被害者と加害者という認定を行うため、離婚の際に有利な立場に立つためにDV手続を利用しているケースが意外に多い印象がある。

委 員： 啓蒙活動は被害を受ける女性を対象にしているものが多いと思われるが、DVを起こさないための予防的なものとして、本日視聴したDVDの視聴等も含め、男性対象の講座等を実施すると改善につながるのではないか。DV教育は女性ばかりではなく、男性にも必要があると思われる。

委 員： 沖縄弁護士会では、高校生や大学生向けの消費者被害に関する教育を行っている。DVに関しても、男女を問わず啓蒙活動を行うことはできるのではないか。最近、少年による暴行事件も発生しているが、物事の善悪があまり分かっていない年齢において、起こした事件が関係者にどのような影響を与えるのかを理解してもらうためにも、啓蒙活動が必要である。

委 員： 様々な事案に対する検討も行いながら、教育庁としても学校長の要請に応じて対応を行いたいと考えている。

（議題2）裁判員裁判について

委 員： 裁判員選任手続に対する出席率が低いことについて、最近少し上向いてきた状況であったにもかかわらず、直近の事件では約60%というこれまでにない低い数値となり、現在、その原因がどこにあるのだろうかということを考えている。新聞報道においても、被告人に対する公平性の保障について疑

問が投げかけられている。この出席率の低さの原因はどこからくるのか、全国では平均80%を超える状況であるのに、なぜ沖縄はこのように低いのか。何か改善できないかと考えているところである。

委員： 経済的な理由で職場を休めないとか、休めばそれだけ賃金カットされるということが大きいのではないかと思われるが、どのような理由でこのような状況になっているのか、出席しなかった事情等が分かれば、このような状況はよくないのではないかという視点からの報道は可能であるが、ただ出席率が悪いということしか分からない状況での報道は難しい。

委員： 経済的な理由の外にも、離島を抱え、交通の便が悪いのではないか等様々な事情が考えられるところである。裁判所としては、出席できない事情について連絡をいただければ、辞退を認めることについて柔軟に対応を行っているが、質問票の回答すらないため、残念ながらそれもできない状況にある。このような状況を踏まえ、当庁としては、選任手続について県民の皆様に十分に伝わっていないと考え、県民の皆様に御理解いただくため、裁判員選任手続等の内容、裁判員等経験者に対するアンケート結果及び当庁における出席率の向上に向け、可能な限りの資料を報道機関に対し提供したいと考えている。

委員： 「裁判員裁判に自分が参加してよいのか、自分では役に立たないのではないか」といった意見を伺ったことがある。これまでの裁判員裁判において、参加の意義や長所が見えてこないことに理解が得られていない要因がある旨の指摘もあり、裁判員制度への参加の意義について、より一層理解を得る努力ができないかと考えている。このため、実際に裁判員として参加した人の思いなどを語ってもらう機会として、裁判員裁判が終わった後に記者会見として実施しているが、そこで発言された裁判員経験者の声が報道されれば、記者会見で自分の声が国民に発信されたということで、記者会見に応じた裁判員経験者の満足感とともに、それを聴いた県民の皆様の理解にもつながる

ものと考えている。

委 員： 当日出席を求められている数が41名ということだが、質問票はどのくらい送付されるのか。

委 員： 100人程度へ送付している。

委 員： これからすると、半数程度の方が辞退を認められているということになるが、回答さえあれば辞退が認められると考えてよいのか。

委 員： 柔軟に辞退を認めるよう対応している。辞退が認められた場合には、可能な限り速やかに承認されたことを伝え、負担がないように配慮している。

委 員： 半数以上ということは、かなりの割合で辞退が認められていると思われるが、これは全国的な割合か。

委 員： 全国的な割合である。回答していただければ裁判所としては柔軟な運用を行っている。

委 員： 経済的理由以外にも、「自分が参加してよいのか、自分では役に立たないのでは」と感じていることも出席率の低い大きな要因であると思う。また、辞退の意思についても、「伝えなくてもよいのでは」と安易に置きっぱなしにして回答していない状況もあると思われる。制度の意義がまだ浸透していないのではないかと思われる所以、報道機関においても、裁判員経験者が記者会見で発言された価値のある話等を特集等で報道されてはいかがか。

委 員： 裁判員を経験された方々からは「経験してよかったです」という意見が出ているが、記者会見の様子については最近ではどのメディアにも取り上げられない状況にある。

委 員： 裁判員の選定はランダムに行われるのか。また、選定するに当たり、裁判員としての資質や能力がチェックされるのか。

委 員： そのようなことはない。辞退事由で絞り込み、最後はくじで決めている。

委 員： 一般市民の感覚が裁判に反映されることを強調すべきであると思う。

委 員： 裁判員制度は本当に良いシステムだと考える。従来の裁判でも、国民が判

決をどのように受け止めるだろうかと考えていたが、裁判員制度において裁判員と直接議論し合いながら結論を出せるというのは、より国民意識に近い形での判決になつていると実感しており、いい制度だと感じている。

委 員： 裁判員裁判は非常に分かりやすい裁判になつていて、委員の方々にも是非傍聴していただきたい。